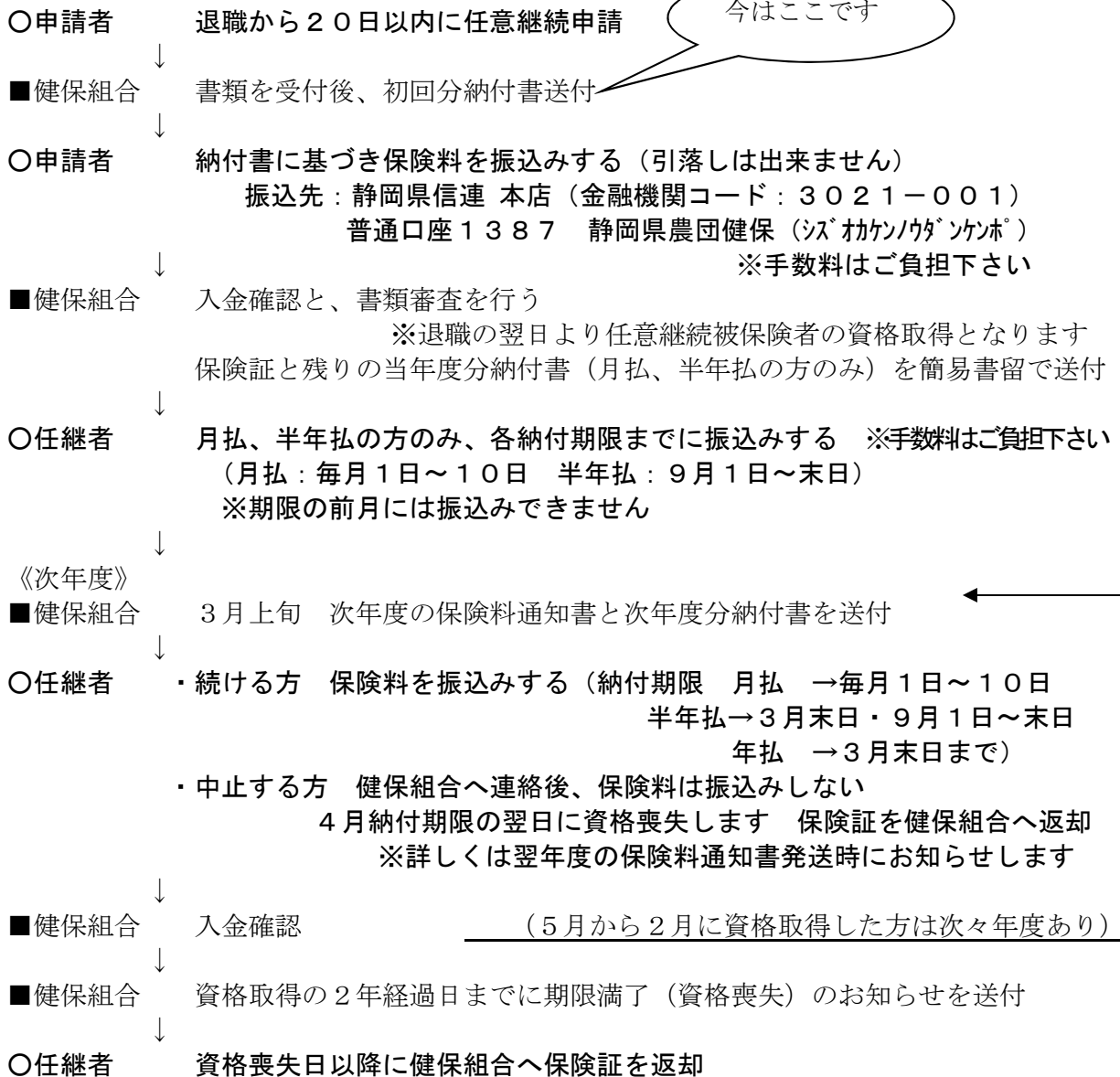


任意継続 手続きの流れ ～資格取得から喪失まで～

《初年度：退職日の翌日から3月31日》



- ・ 任意継続に加入できる期間は、退職の翌日（資格取得日）より最長2年となります。
- ・ 2年の間に就職して他の健康保険組合へ被保険者として加入したとき、後期高齢者医療制度に加入するとき、または亡くなられたときは資格喪失となりますので、健保組合までご連絡ください（手続き方法をご案内します。また振込済みで、未経過の保険料はお返しします）。
- ・ その他の理由で脱退したい場合も健保組合までお申し出ください。申出書が受理された翌月1日に資格喪失することができます。

注意事項

- ・ 保険料の振込みをしなかった（忘れた）時は、納付期限の翌日に資格が無くなります。
- ・ 納付書、金融機関の振込票の控え、ATMの控え等は所得税の確定申告に必要となります。大切に保管をお願いします。（再発行は原則できません）